

第6章 畜産局

第1節 畜産活性化総合対策

1 対策の趣旨

我が国畜産は、経済の高度成長を背景とする国民食生活の高度化、多様化の進行の中で、経営規模の拡大を伴いながら急速な量的拡大を遂げ、農業の基幹部門に成長し、国民食生活の向上及び農業所得の確保に重要な役割を果たしてきた。

近年、国民経済の安定成長が定着する中で、量的拡大から質的充実への国民の関心の移行、高齢化社会の進行等により食料消費は量的に飽和状態に達しつつあることなどから、畜産物の需要は、従来のような高いペースでの伸びから緩やかな伸びに転じている。一方、平成3年度からの牛肉の輸入数量制限の撤廃等国際化の進展の中で、生産性の向上等の経営体質の強化、担い手の育成確保等を図りつつ、合理的な国内生産の振興に努めることが喫緊の課題となっている。

また、水田営農の活性化、農地利用の集積等により、地域農業の再編成及び農業構造の改善を推進するため、その重要な担い手である畜産部門とりわけ土地利用型畜産の果たす役割が重要となっている。

これらの畜産をめぐる内外の諸情勢を踏まえ、生産性の向上等の経営体質の強化、担い手の育成確保等を通じた畜産主産地の活性化及び畜産物の需給動向への的確な対応に重点を置いて、地域農業の特性並びに農業者等の自主性及び創意工夫を活かしつつ、生産から流通・消費にわたって整合性のとれた畜産施策を展開しようとするものである。

2 対策の実施

畜産活性化総合対策は、市町村農業生産総合振興計画、あるいは、都道府県農業生産総合振興基本方針に即し、各種関連対策との連携の下に、地域畜産活性化総合対策事業及び広域畜産活性化総合対策事業を市町村段階、都道府県段階を通じて総合的かつ有機的に実施するものである。

6年度においては、活力ある経営体の育成、酪農・

肉用牛生産技術の利用促進、食肉処理体制の整備の推進、環境保全型畜産の一層の推進等畜産主産地の活性化を図ることとし、関連対策を集中的・重点的に実施した。

また、平成6年10月に決定されたウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策大綱に基づく関連対策として、平成6年度補正予算において「地域の農業生産の高度化等のための諸施策の整備」に畜産再編総合対策（補正予算額40億円）を計上した。

(1) 地域畜産活性化総合対策事業

この事業では、市町村段階における総合的な振興計画に基づき、当該市町村において草資源、家畜、畜産施設、家畜ふん尿の土地還元等が全体として均衡のとれたものとなるよう、担い手の育成確保対策、畜産経営体質強化対策、飼料生産利用対策、環境保全型畜産確立対策等に係る各種事業を弾力的かつ効率的に実施した。

(2) 広域畜産活性化総合対策事業

この事業では、都道府県段階において行う事業については、都道府県の畜産活性化総合対策に関する基本方針に即し、全国段階において行う事業については、全国的見地から調整を図りつつ、広域畜産施設の整備対策、畜産技術向上施設の整備対策、担い手育成・確保対策等の推進指導、飼料生産利用対策の推進指導、家畜改良増殖対策、家畜衛生対策、畜産物の流通・需給調整対策、畜産新技術普及対策、農業団体等による畜産活性化総合対策の推進指導等の事業を総合的に実施した。

表1 予算額

地域畜産活性化総合対策事業	90億円
広域畜産活性化総合対策事業	68億円
合 計	158億円

第2節 酪農対策

1 牛乳乳製品の需給

生乳生産は、3年度・4年度と順調に伸びてきたが、

5年度は前年度をわずかに下回り、6年度は夏期の猛暑の影響等から減少した(839万t、前年比1.9%減)。

一方、飲用牛乳の消費は、近年順調に伸び、4年度・5年度には前年度をわずかに下回ったものの、6年度は記録的な猛暑の影響から前年度をかなり上回った(526万t、前年比4.7増)。

以上から、4年度以降緩和基調で推移していた乳製品需給は、6年度に入り乳製品向け生乳処理量が大幅に減少し、バター在庫水準は依然として高水準にあるものの、脱脂粉乳の需給がひっ迫したため、畜産振興事業団による脱脂粉乳(16,930t)の輸入・放出を実施した。

このような中で、生産者団体は5年度・6年度と前年度を下回る生乳の計画生産目標数量を設定し、生産を抑制していたが、6年度は猛暑による需給のひっ迫に対応して11月に計画生産を実施1%緩和した。

2 牛乳乳製品の流通調査

(1) 牛乳乳製品生産費調査

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法に基づく加工原料乳の基準取引価格の算定に必要な主要乳製品(バター、脱脂粉乳、全脂加糖れん乳、脱脂加糖れん乳、全粉乳)の生産費等を把握するため、主要な乳製品工場、市乳処理場を対象として、牛乳乳製品の製品別原材料費、加工処理に要する経費、一般管理販売費及び支払利子について、上期・下期の2回調査を行った。

(2) 牛乳乳製品工場調査

乳業の合理化を図るための基礎資料を得るため、全工場を対象として、工場の規模、設備の状況、稼働状況及び製品生産状況について調査した。

(3) 集送乳経費調査

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法に基づく加工原料の保証価格の算定基準とするとともに、我が国の生乳取引の実態を把握するため、指定生乳生産者団体及びその傘下の団体で集送乳事業を行っている生産者団体並びに生乳の集送乳事業を行っている工場で牛乳乳製品生産費調査の対象となっていない工場を対象として、生乳の集乳に要した輸送費及び集乳所経費を、また団体については、生乳販売手数料も合わせて、8月及び2月の年2回の調査を行った。

(4) 牛乳小売実態調査

飲用牛乳等の小売機構とその実態を把握し、小売段階における流通合理化、小売価格の適正化及び消費拡大を推進する資料とするため、大都市(東京・大阪)の牛乳小売店200店舗余を対象として、種類別・販売先別販売数量、販売店の従業員の労力状況、経営状況等

を調査した。

(5) 牛乳乳製品価格調査

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法に基づく加工原料乳の基準取引価格及び指定乳製品の安定指標価格の算定のための基礎資料とするほか、酪農行政に必要な生産から消費に至る流通段階別の価格を把握するため、全国主要都市に所在する乳製品の製造業者、卸売業者及び小売業者を対象として、その仕入れ及び販売価格を調査した。

(6) 乳製品在庫調査

酪農行政に必要な乳製品の需給事情の把握の資料とするため、乳製品の製造業者等を対象として、乳製品の種類別在庫量を調査した。

(7) 乳製品流通消費調査

酪農行政に必要な牛乳乳製品の需給事情を把握するため、牛乳乳製品の製造業者及び乳製品の実需者を対象として、乳製品の種類別及び用途別の消費量を調査した。

3 生乳流通改善対策

(1) 本対策の趣旨

生乳流通の合理化の促進及び生乳計画生産の強力な推進等を行うため、都道府県、(効)中央酪農会議及び指定生乳生産者団体等に対して指導及び助成を行った。

(2) 本対策の事業実施概要

ア 生乳需給調整等対策事業

都道府県は、生乳の適正かつ円滑な需給の調整を図るため、(ア)都道府県生乳需給調整会議を開催する等、生乳の生産出荷の調整を図るための指導、(イ)生乳生産者団体・地域乳業者を対象とした生乳の生産、搬出入等の調査分析、(ウ)乳質管理向上に関する検討会を開催し、乳質管理向上対策につき指導を実施した。

イ 指定団体生乳需給調整推進事業

指定生乳生産者団体は、需給に即した生乳の計画的生産の円滑な推進及び業務の円滑な運営を図るため、(ア)県域及び地区ごとに生乳生産計画推進会議の開催及び現地指導、(イ)生乳生産の動向を把握するための酪農家の実態調査等を行った。

ウ 中央団体生乳流通改善調整指導事業

(効)中央酪農会議は、指定生乳生産者団体が行う生乳受託販売、生乳計画生産及び生乳出荷調整について、その円滑な推進を図るため、(ア)全国及び地域生乳需給調整会議を開催するとともに、指定生乳生産者団体の生乳受託販売計画の指導調整、(イ)指定生乳生産者団体の組織の強化、生乳の受託販売体制の整備充実等を図るための現地指導、専門家による経営診断及び生乳受

託販売促進研修会等の開催、(ウ)生乳の計画生産を円滑に推進するため現地調査の実施、全国生乳計画生産推進会議の開催等のほか、生乳の計画的生産の調査分析を行った。

エ 高品質生乳生産供給合理化対策事業

乳質ニーズの高度化に対応し、乳質検査・推進体制の整備と生乳取引の合理化を推進し、高品質生乳生産供給体制の確立を図った。

(ア) 高品質生乳生産供給合理化事業

高品質生乳生産供給合理化計画に基づき、生乳検査・指導体制の整備効率化に必要な乳質検査機器(SNF測定器、体細胞数測定器、細菌数測定器、連続自動測定調整機)を都道府県、指定生乳生産者団体等において導入した。

(イ) 高品質生乳生産供給合理化推進事業

指定生乳生産者団体において生乳取引の合理化、乳質検査・指導体制の整備等を内容とする生乳生産供給合理化計画の推進を図った。また、(ロ)中央酪農会議は、衛生的乳質(生乳中の体細胞数)とともに成分的乳質を加味した生乳取引の前提となる取引内容及び取引上解決すべき問題事項等について検討を行った。また、全国的な需給調整及び集送乳の合理化を図るため、情報処理分析システムの検討、開発等を行った。

オ 地域酪農高度化促進事業

消費者ニーズの高度化・多様化に応じ、高品質な生乳生産利用を促進するため、乳質改善の特別指導、乳製品加工施設又は生乳検査指導体制の整備をモデル地区の農協、農協連等で実施した。

(カ) 地域酪農高度化事業

高付加価値乳製品の製造のための加工施設の整備又は高品質な生乳生産の推進のための生乳検査指導体制の整備に要する生乳検査機器等の整備を行った。

(キ) 地域酪農高度化推進事業

高品質生乳生産のための検討会の開催、酪農家への濃密かつ重点的な乳質改善の特別指導を実施した。

4 乳業及び流通の合理化対策

(1) 本対策の趣旨

近年、国際化への対応、内外価格差の縮小等が求められる中、酪農の生産性向上が図られているところであるが、乳業及び流通について、その合理化を図ることにより、消費者の納得し得る価格での牛乳乳製品の供給に資することを目的としたものである。

(2) 本対策の事業実施概要

ア 乳業合理化総合推進対策事業

(ロ)日本乳製品協会、都道府県等は、乳業の規模及びその立地の適正化のためのビジョンに即し、関係者との調整を図りつつ、乳業の合理化等に関する指導等を行った。

イ 飲用牛乳等地域流通販売活性化事業

(ロ)全国牛乳普及協会は、地域における飲用牛乳等の流通販売の活性化を図るための活性化計画の策定等を実施した。

5 乳製品に係るUR農業合意

ガット・ウルグアイ・ラウンド (UR) 交渉は、61年

表2 主要な乳製品の関税相当量 (TE) 又は一般関税の削減計画

	基準関税水準	→ 2000年
脱脂粉乳	466 ¥/kg + 25%	396 ¥/kg + 21.3%
バター	1,159 ¥/kg + 35%	985 ¥/kg + 29.8%
全脂粉乳	720 ¥/kg + 30%	612 ¥/kg + 25.5%
全脂加糖れん乳	599 ¥/kg + 30%	509 ¥/kg + 25.5%
脱脂加糖れん乳	299 ¥/kg + 30%	254 ¥/kg + 25.5%
脱脂無糖れん乳	299 ¥/kg + 25%	254 ¥/kg + 21.3%
ホエイパウダー	500 ¥/kg + 35%	425 ¥/kg + 29.8%
クリーム (脂肪分45%以下)	747 ¥/kg + 25%	635 ¥/kg + 21.3%
ヨーグルト	1,076 ¥/kg + 35%	915 ¥/kg + 29.8%
プロセスチーズ	40%	40%
ナチュラルチーズ		
(ゴーダー、チェダー)	35%	29.8%
(粉チーズ)	35%	26.3%
(ビザ用冷凍チーズ)	35%	22.4%
アイスクリーム		
(しよ糖50%未満)	28%	21%
フローズンヨーグルト	35%	26.3%
調製食用脂	1,363 ¥/kg + 35%	1,159 ¥/kg + 29.8%
ココア調製品 (無糖)	25%	21.3%

以来 7 年余りにわたる交渉の末、平成 5 年 12 月 15 日、ジュネーブで開催された貿易交渉委員会 (TNC) において実質的な合意に達し、平成 6 年 4 月には、WTO 協定がモロッコのマラケシュにおける閣僚会合で署名された。UR 農業合意の基本的な構造は、農産物の国内支持、市場アクセス及び輸出競争の 3 分野について保護削減のルールを作り、原則として 6 年間かけて実施していこうというものである。

乳製品に関しては、

(1) すべての輸入制限措置を関税相当量に置き換えた上で、これを含め関税等を 6 年間で最低 15% 削減

(2) 現行の輸入アクセス機会を維持し、このうち畜産振興事業団による輸入分は生乳換算で 13 万 7 千トン

を毎年輸入
という内容であるが、関税相当量の水準が相当高いこともあり、当面は国内への影響は少ないものと考えられる。

第 3 節 畜産物の価格流通対策

1 畜産振興審議会

畜産振興審議会は、農林水産省設置法に基づき農林水産省の附属機関として設置されており、その運営は畜産振興審議会令及び畜産振興審議会運営規程により行われている。

第 35 回畜産振興審議会は、7 年 3 月 16 日農林水産省三番町分庁舎において開催された。

なお、委員の任期は「審議会令」により 2 年とされており、7 年 3 月 14 日付けで任期満了に伴い委員及び特別委員が、次のとおり任命された。

畜産振興審議会委員

伊藤 研一	日本ハム・ソーセージ工業協同組合副理事長
犬伏 孝治	財団法人畜産環境整備リース協会理事長
今村奈良臣	日本女子大学家政学部教授
大木美智子	消費科学連合会副会長
甲斐 諭	九州大学農学部助教授
香川 芳子	女子栄養大学学長
金森 房子	東京都立立川短期大学講師
北原 三平	全国町村会常任理事
栗原 喜一	共同通信社論説副委員長
桑原 茂人	読売新聞社論説委員
高野 博	全国農業協同組合中央会常務理事
正野 勝也	社団法人日本乳製品協会会長
白根 亨	社団法人中央畜産会副会長

関谷 俊作	財団法人日本食肉流通センター理事長
高須 博	協同組合日本飼料工業会会長
千野 忠男	農林漁業金融公庫副総裁
塚田 實	財団法人畜産近代化リース協会理事長
並河 澄	社団法人全国和牛登録協会会長
橋本 達雄	全国農業協同組合連合会副会長
花木 常夫	社団法人日本養鶏協会副会長
松田 利民	北海道副知事
松山 光治	日本中央競馬会副理事長
森 整治	東京穀物商品取引所理事長
吉田小夜子	養豚自営業
和田 恭三	酪農自営業

畜産振興審議会特別委員

石田 政春	社団法人日本食肉市場卸売協会会長
井島 榮治	社団法人日本食鳥協会会長
伊藤 義浩	全国牛乳商業組合連合会会長
入谷 明	近畿大学生物理工学部教授
金川 幹司	社団法人北海道酪農協会会長
亀岡 暄一	東京農業大学農学部教授
古賀 脩	九州東海大学農学部教授
小林 桂	全国農業会議所事務局長
生源寺真一	東京大学農学部助教授
高原 弘	全国畜産農業協同組合連合会専務理事
竹内 啓	山口大学農学部教授
竹内 稔	酪農自営業
只野 喜男	飼料輸出協議会理事長
内藤 進	社団法人全国肉用牛協会専務理事
中瀬 信三	社団法人家畜改良事業団理事長
中田 俊男	全国乳業協同組合連合会副会長
西原 高一	社団法人中央酪農会議専務理事
温 忠明	全国酪農業協同組合連合会常務理事
萩原 正敏	社団法人日本卵業協会会長
藤原 房子	商品科学研究所所長
堀 喬	全国農業協同組合連合会常務理事
堀内 潤一	全国開拓農業協同組合連合会専務理事
水間 豊	東北大学農学部名誉教授
向田 孝志	財団法人北海道農業開発公社理事長

審議会の各部会委員及び特別委員は、次のとおり指名された。

【家畜改良部会】

委員 伊藤研一、犬伏孝治、甲斐諭、正野勝也、塚田實、並河澄、花木常夫、吉田小夜子

特別委員 入谷明、金川幹司、中瀬信三、堀喬、水間豊

【酪農部会】

委員 犬伏孝治、今村奈良臣、大木美智子、甲斐諭、

香川芳子、金森房子、北原三平、栗原喜一、桑原茂人、高野博、正野勝也、白根亨、関谷俊作、千野忠男、塚田實、橋本達雄、松田利民、松山光治、和田恭三

特別委員 伊藤義浩、生源寺真一、竹内稔、中田俊男、西原高一、温忠明、藤原房子、向田孝志

【養鶏部会】

委員 大木美智子、金森房子、桑原茂人、高野博、関谷俊作、高須博、花木常夫

特別委員 井島榮治、古賀脩、竹内啓、中瀬信三、萩原正敏、藤原房子、堀喬、水間豊

【食肉部会】

委員 伊藤研一、大伏孝治、今村奈良臣、大木美智子、甲斐諭、香川芳子、金森房子、北原三平、栗原喜一、桑原茂人、高野博、白根亨、関谷俊作、千野忠男、塚田實、橋本達雄、松山光治、吉田小夜子、和田恭三

特別委員 石田政春、生源寺真一、高原弘、内藤進、藤原房子、堀内潤一、水間豊

【飼料部会】

委員 大伏孝治、今村奈良臣、北原三平、栗原喜一、白根亨、関谷俊作、高須博、千野忠男、塚田實、並河澄、橋本達雄、松田利民、松山光治

特別委員 亀岡暄一、小林桂、只野喜男、温忠明
農林水産大臣から諮問された事項を審議するため、3月23日に飼料部会、3月28日に食肉部会、3月29日に酪農部会がそれぞれ開催され、3月23日の飼料部会においては、「7年度飼料需給計画」(諮問別記(1))、3月28日の食肉部会においては、「7年度の指定食肉の安定価格を定めるに当たり留意すべき事項」(諮問別記(2))、「7年度の保証基準価格を定めるに当たり留意すべき事項及び合理化目標価格を定めるに当たり留意すべき事項」(諮問別記(3))、3月29日の酪農部会においては、「7年度の加工原料乳の保証価格及び基準取引価格、生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量並びに指定乳製品の安定指標価格を定めるに当たり留意すべき事項」(諮問別記(4))につき審議が行われた。

これらの各部会での審議の後、それぞれ諮問事項に対する答申(別記(5))がなされ、これに基づき慎重に検討を行った結果、7年度の指定食肉の安定価格、加工原料乳の保証価格等が決定され、3月31日に告示(別記(6))された。

別記(1)

7 畜B第286号

平成7年3月16日

畜産振興審議会議長殿

農林水産大臣 大河原 太一郎

諮問

飼料需給安定法(昭和27年法律第356号)第3条の規定に基づき政府が行う輸入飼料の買入れ、保管及び売渡しに関する平成7年度飼料需給計画を別紙のとおり定めることについて、貴審議会の意見を求める。

(別紙)

平成7年度飼料需給計画(案)

(単位:千トン)

区 分	平成6年度末 保管数量	買入数量	売渡数量	平成7年度末 保管数量
小 麦	220	1,412	1,350	282
大 麦	728	1,726	1,700	754
計	948	3,138	3,050	1,036

別記(2)

7 畜A第574号

平成7年3月16日

畜産振興審議会議長殿

農林水産大臣 大河原 太一郎

諮問

畜産物の価格安定等に関する法律(昭和36年法律第183号)第3条第1項の規定に基づき平成7年度の指定食肉の安定価格を定めるに当たり留意すべき事項について、同条第5項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

別記(3)

7 畜A第575号

平成7年3月16日

畜産振興審議会議長殿

農林水産大臣 大河原 太一郎

諮問

肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和63年法律第98号)第5条第1項の規定に基づき平成7年度の保証基準価格を定めるに当たり留意すべき事項及び同条第2項の規定に基づき合理化目標を定めるに当たり留意すべき事項について、同条第7項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

別記(4)

7 畜B第570号

平成7年3月16日

畜産振興審議会議長殿

農林水産大臣 大河原 太一郎

諮問

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和40年法律第112号)第11条第1項の規定に基づき平成7年度の加工原料乳の保証価格及び基準取引価格、生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林

水産大臣が定める数量並びに指定乳製品の安定指標価格を定めるに当たり留意すべき事項について、同条第 6 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

別記(5)

(飼料部会)

7 畜審第 3 号

平成 7 年 3 月 23 日

農林水産大臣 大河原 太一郎殿

畜産振興審議会
会長 森 整治

平成 7 年度飼料需給計画について (答申)

平成 7 年 3 月 16 日付け 7 畜 B 第 286 号をもって諮問のあった平成 7 年度飼料需給計画案については、これを適当と認める。

なお、併せて下記のとおり決議する。

記

畜産物の安定供給と生産コストの低減を図る上ににおいて生産資材費の節減が極めて重要であること等に鑑み、次の点に留意して飼料行政を的確に推進すること。

- 1 自給飼料については、生産コストの引下げと飼料生産基盤の強化により大家畜畜産経営の体質強化を図ることが重要であることに鑑み、飼料生産基盤の拡充整備、耕地の畜産農家への集積、稲わら等の利活用、里山・林野、公共牧場の活用等による放牧利用の促進、飼料生産の組織化・外部化、優良な草種・品種の普及、飼料生産・放牧利用技術の向上等の促進を図ること。

特に、新たな「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」の策定に当たっては、飼料生産コストの低減等に重点を置いた大家畜生産のあり方を示すこと。

- 2 濃厚飼料については、飼料の供給ソースの多元化を通じて畜産農家の飼料コストの低減に資するため、本年 4 月から実施される単体飼料用丸粒とうもろこしに係る制度の適切な運用に努めるとともに、単体飼料用大麦についても、丸粒での流通を早期に行い得るよう検討すること。更に配合飼料に係る点数制度について、その見直しを検討すること。

また、原料事情や為替相場の動向が飼料価格に適切に反映されるよう配慮すること。

飼料穀物の備蓄対策については、引き続きその円滑な運用を図るとともに、配合飼料価格安定制度については、将来の補てんに十分備え得るよう、適切な運用に努めること。

更に、畜産物の安定性確保に対する社会的要請の高まりに応え、都道府県との連携による流通飼料の

安全性確保体制の整備に万全を期すること。

(食肉部会)

7 畜審第 5 号

平成 7 年 3 月 28 日

農林水産大臣 大河原 太一郎殿

畜産振興審議会
会長 森 整治

答 申

平成 7 年 3 月 16 日付け 7 畜 A 第 574 号で諮問のあった平成 7 年度の指定食肉の安定価格を定めるに当たり留意すべき事項並びに平成 7 年 3 月 16 日付け 7 畜 A 第 575 号で諮問のあった平成 7 年度の肉用子牛の保証基準価格を定めるに当たり留意すべき事項及び肉用子牛の合理化目標価格を定めるに当たり留意すべき事項については、下記のとおり答申する。

なお、併せて別紙のとおり建議する。

記

- 1 豚肉及び牛肉の安定価格については、その生産条件及び需給事情その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で安定価格を定めることは、やむを得ない。
- 2 肉用子牛の保証基準価格については、その生産条件及び需給事情その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で決めることは、やむを得ない。合理化目標価格については、平成 7 年度につき試算に示された考え方で決めることは、やむを得ない。

建 議

- 1 ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意実施の初年度に当たり、我が国畜産業の安定及び健全な発展が図られるよう中長期的な展望を確立し、施策の総合的かつ機動的な展開を図ること。
- 2 肉用子牛生産の安定を図るため、都道府県肉用子牛価格安定基金協会の借入金の償還円滑化対策を講ずるなど肉用子牛生産者補給金制度の安定的な運営に努めること。
- 3 肉用牛生産については、品質の向上と安定を図るため、繁殖牛資源の確保、斉一性の高い肥育牛を生産出荷する体制の整備等を推進すること。また、肉用子牛生産の維持拡大を図るための措置を講ずるとともに、肥育経営の安定緊急対策、乳肉複合経営の体制強化対策、地方特定品種対策等の推進を図ること。
- 4 中長期的な展望を踏まえ、養豚経営の体質強化を図るため、組織的な生活活動の推進を図るとともに、優良種豚の導入等による改良、生産技術の普及等の

生産性向上対策を推進すること。また、地域肉豚生産安定基金の適切な運用に努めること。

- 5 生産コストの低減に資するため、生産資材に係る諸規制の緩和に引き続き努めること。特に、飼料については、コストの低減に資するため平成7年中に実施される予定の単体飼料用大麦の丸粒での流通に係る制度の適切な運用に努めること。また、肉用牛及び養豚経営の体質強化を図るため、経営・財務管理等に係る指導体制の整備を推進するとともに、家畜ふん尿処理等に関する環境保全対策を推進すること。
- 6 生産者から消費者に至る食肉の流通合理化・高度化を一層推進するため、食肉処理加工施設の再編整備をはじめ、産地段階から消費地段階を通じた施策の総合的な展開を図ること。
- 7 食肉、特に豚肉に関する国産その他の表示の適正化、食肉に関する知識及び情報の普及、食肉消費の拡大等の施策を推進するとともに、食肉の安全性の確保に努めること。

(酪農部会)

7 畜審第7号

平成7年3月29日

農林水産大臣 大河原 太一郎

畜産振興審議会
会長 森 整治

答 申

平成7年3月16日付け7畜A第570号で諮問のあった平成7年度の加工原料乳の保証価格及び基準取引価格、生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量並びに指定乳製品の安定指標価格を定めるに当たり留意すべき事項について、下記のとおり答申する。

なお、併せて別紙のとおり建議する。

記

政府諮問に係る保証価格等及び限度数量については、調整額の加算等につき一部に不満があったが、生産条件、消費の動向及び需給事情その他の経済事情を総合的に考慮すると、政府試算に示された考え方で定めることは、やむを得ない。

建 議

- 1 ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意の実施に伴い、今後、国際化の一層の進展が予想されることから、我が国酪農・乳業の安定及び健全な発展を図るため、中・長期的な政策展開の方向を明らかにすること。

また、農業合意実施期間中において、生産枠の流

動化等による経営体の育成強化を推進するとともに、緊急特別対策として、酪農経営の一層の合理化対策及び生クリーム、低脂肪乳等向け生乳の生産拡大対策を実施すること。

- 2 最近の消費の動向及び国民の栄養摂取の実態にかんがみ、牛乳・乳製品に関する知識及び情報の普及を通じ消費の一層の拡大に努めること。
特に、国際市場の影響を受けにくい飲料牛乳をはじめ、チーズ、バター等の需要拡大を推進し、もって国内生産の安定的発展を図ること。
- 3 生乳流通が広域化している現状を踏まえ、生乳取引の適正化、集送乳の合理化、指定生産者団体のあり方等について検討すること。
また、乳成分取引の着実な導入を図ること。
- 4 国際化の進展に対応し、乳業の合理化を推進すること。特に、農協プラントを含む中小乳業の体質強化を早急に進めること。その際、学乳事業のあり方、乳業施設の設置規制のあり方について検討すること。
- 5 ゆとりある酪農を実現するため、酪農ヘルパー、コントラクターの普及・定着を図るとともに、経営の安定を図るため、家畜ふん尿処理等に関する環境保全対策を推進すること。

平成7年度加工原料乳保証価格等総括表

	6年度	7年度
保証価格	75.75円/kg	75.75円/kg
基準取引価格	64.26円/kg	64.26円/kg
限度数量	230万トン	230万トン
安定指標価格		
バター	933円/kg	933円/kg
脱脂粉乳	12,841円/25kg	12,841円/25kg
全脂加糖れん乳	8,055円/24.5kg	8,055円/24.5kg
脱脂加糖れん乳	7,193円/25.5kg	7,193円/25.5kg

(別紙6)

農林水産省告示第484号

畜産物の価格安定等に関する法律(昭和36年法律第183号)第3条第1項の規定に基づき平成7年度の指定食肉の安定価格を次のように定めたので、同条第6項の規定に基づき告示する。

平成7年3月31日

農林水産大臣 大河原 太一郎

- 1 畜産物の価格安定等に関する法律施行規制(昭和36年農林省令第58号。以下「規制」という。)第3条第1項第1号の豚半斤枝肉1キログラム当たりの安定基準価格及び安定上位価格は、次に掲げる額(消費税額分を含む。)とする。

(1) 皮はぎ法により整形したもの

安定基準価格	400円
安定上位価格	525円

(2) 湯はぎ法により整形したもの

安定基準価格	370円
安定上位価格	490円

2 規則第3条第2項第1号の牛半丸枝肉1キログラム当たりの安定基準価格及び安定上位価格は、次に掲げる額（消費税額分を含む。）とする。

安定基準価格	840円
安定上位価格	1,100円

農林水産省告示第485号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）第5条第1項の規定に基づき平成7年度の肉用子牛の保証基準価格を次のように定めたので、同条第8項の規定に基づき告示する。

平成7年3月31日

農林水産大臣 大河原 太一郎

肉用子牛の保証基準価格は、次に掲げる額（消費税額分を含む。）とする。

品 種	保証基準価格
黒毛和種	1頭につき、 304,000円
褐毛和種	1頭につき、 280,000円
黒毛和種及び褐毛和種以外の 肉専用種の品種	1頭につき、 204,000円
肉専用種以外の品種	1頭につき、 157,000円

農林水産省告示第486号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）第5条第2項の規定に基づき肉用子牛の合理化目標価格を次のように定めたので、同条第8項の規定に基づき告示する。

平成7年3月31日

農林水産大臣 大河原 太一郎

1 肉用子牛の合理化目標価格は、次に掲げる額（消費税額分を含む。）とする。

品 種	合理化目標価格
黒毛和種	1頭につき、 267,000円
褐毛和種	1頭につき、 246,000円
黒毛和種及び褐毛和種以外の 肉専用種の品種	1頭につき、 153,000円
肉専用種以外の品種	1頭につき、 114,000円

2 1の合理化目標価格についての肉用子牛生産安定等特別措置法施行令（昭和63年政令第347号）附則第4項の農林水産大臣が定める期間は、平成7年4月1日から平成8年3月31日までとする。

農林水産省告示第487号

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）第11条第1項の規定に基づき、平成7年度の加工原料乳の保証価格及び基準取引価格、生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量並びに指定乳製品の安定指標価格を次のように定めたので、同条第7項の規定に基づき告示する。

平成7年3月31日

農林水産大臣 大河原 太一郎

1 加工原料乳の保証価格

単 位	保証価格
1キログラム	75.75円

2 加工原料乳の基準取引価格

単 位	基準取引価格
1キログラム	64.26円

3 生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量

2,300千トン

4 指定乳製品の安定指標価格

種 類	単 位	安定指標価格
バター	1キログラム	993円
脱脂粉乳	25キログラム	12,841円
全脂加糖れん乳	24.5キログラム	8,055円
脱脂加糖れん乳	25.5キログラム	7,193円

注1 加工原料乳の保証価格及び基準取引価格は、乳脂肪分3.5パーセントの加工原料乳について定めたものである。

2 加工原料乳の保証価格及び基準取引価格は、加工原料乳の生産者が加工原料乳を乳業者に販売する場合の工場渡し価格について定めたものであり、指定乳製品の安定指標価格は、指定乳製品の生産者が指定乳製品を需要者に販売する場合の需要者の倉庫渡し価格について定めたものである。

2 畜産振興事業団の業務の運営状況

(1) 資本金及び交付金

ア 資本金

6年度末における事業団の資本金は、政府出資108億2,218万円、乳業者等の民間出資4億7,670万円（民間出資者数85名）、合計112億9,888万円であった。

イ 交付金

6年度において、国から事業団に交付された交付金は、学校給食用牛乳供給事業に対する補助に要するもの52億3,110万円、加工原料乳に対し不足払を行う指定生乳生産者団体補給交付金の交付に要するもの、264億4,740万円、肉用子牛生産の安定及びその他食肉に係る畜産の振興に資するための肉用子牛生産者補給金等の交付等に要するもの801億4,983万円の合計1,118億2,834万円であった。

(2) 畜産物の価格安定業務

ア 指定乳製品等

6年度における主要乳製品のバター及び脱脂粉乳の生産量は、猛暑の影響による牛体の疲労及び生乳生産者団体の計画生産の実施による生乳生産量の減少に伴う生乳処理量の減産に加え、猛暑による飲用向等の需要が増加したことから、バターが前年度比72.4%、脱脂粉乳が前年度比83.6%と大幅に減少した。

このため、脱脂粉乳の需給は、夏場以降極めて逼迫したことから、1万6,930tを緊急輸入し、12月から3月まで順次売渡しを行ったが、需給逼迫による価格の上昇傾向が続き、年度末において安定指標価格比の105.4%となった。

バターは、消費の拡大とクリーム需要の拡大により在庫が漸次減少したものの、在庫量は年度を通じて高水準であったことから、指定助成対象事業で造成された「生産需給改善基金」による生乳需給調整円滑化事業が発動されたが、年度を通じて安定指標価格を下回って推移した。

イ 指定食肉

指定食肉の6年度における卸売価格は、牛肉については、安定価格帯の中心価格を上回って推移したが、豚肉については、出荷頭数の減少から年度前半は安定価格帯の中で推移したが、年度後半には季節的要因によりと畜頭数が増加し安定基準価格を下回ったため、10月下旬に指定助成対象事業による調整保管を実施する等の措置を講じた結果、11月以降ほぼ安定基準価格まで回復した。

ウ 鶏卵

6年度の鶏卵の補てん基準価格は163円/kgと定められた。卸売価格は6年度に入っても低価格で推移したため、8月まで指定助成対象事業により基金造成されていた全国鶏卵価格安定基金及び全日本卵価安定基金による価格差補てんが行われ、その後は回復した。

(3) 債務保証業務

6年度の期首保証残高は、運転資金に係る保証4億2,300万円(9件)であった。期中における新規保証額及び消滅額は4億2,300万円であったので、年度末保証

残高は、運転資金に係る保証4億2,300万円となった。

(4) 助成業務

ア 学校給食用牛乳供給事業

6年度においては、従来の学校単位毎の牛乳供給日数に応じた消費拡大分の助成に加え、供給合理化計画を策定し実施する場合の供給合理化分を加味した助成を実施し、牛乳供給量47万4,504klについて、合計54億3,841万円の補助を行った。

本事業により学校給食用の牛乳供給を実施した学校は、小学校2万4,081校(全国総数対比97.8%)、中学校9,576校(同84.8%)、夜間高等学校820校(98.7%)及びその他校829校(85.6%)で、合計3万5,306校(同93.6%)であった。

この他、学校給食用牛乳の消費定着を促進するための事業に対し、1,480万円の補助を行った。

イ 指定助成対象事業

6年度の指定助成対象事業については、生産対策事業、流通消費改善対策事業、価格対策事業等95事業に対し、補助事業は800億2,190万円、出資事業は15億円、合計815億2,190万円の助成を行った。

(5) 加工原料乳生産者補給金交付業務

6年度の加工原料乳生産者補給交付金については、加工原料乳の限度数量230万tに対し、知事認定数量223万6,998tであったことから、認定数量全量について生産者補給交付金を交付した。その総額は、257億311万円で、単価は11円49銭/kg(保証価格75円75銭と基準取引価格64円26銭との差額)であった。

(6) 肉用子牛生産者補給金等交付業務

6年度の生産者補給金は、「黒毛和種」21万9,176頭を対象に19億9,310万円、「褐毛和種」2万8,917頭を対象に8億9,416万円、「その他肉用専用種」2万683頭を対象に9億80万円、「肉専用種以外の品種」83万305頭を対象に287億1,845万円、合計325億651万円を交付するとともに、41億5,585万円の生産者積立助成金を交付した。

(7) 主要な畜産物の生産及び流通に関する情報の収集、整理及び提供に関する業務

畜産物の適切な価格形成、我が国畜産の体質強化等に資するため、海外、国内の主要な畜産物の生産及び流通に関する情報を収集し、月報「畜産の情報」等により畜産関係者に提供した。この経費の総額は6億5,819万円であった。

(8) 畜産物の需要増進業務

6年度は、ラジオ、新聞、雑誌等従来から行っている媒体を通じた消費宣伝の事業に加えて、特産畜産物フェアの開催及び需要開発調査研究事業を実施した。

この経費総額は、1億6,213万円であった。

3 食肉等の需給及び価格の推移

(1) 牛 肉

6年度の牛肉の国内生産は、肉専用種は増加したものの、乳用種がわずかに減少し、全体では前年度をわずかに上回る42万4千t（部分肉ベース）となった。

輸入については、3年4月より輸入牛肉割当制度を廃止し、円高の進行等から4、5年度と大幅に増加したものの、6年度は前年度をやや上回る58万4千t（部分肉ベース）となった。

牛肉の卸売価格（省令価格（去勢牛の「B-2」「B-3」規格））は、6年度は季節変動はあるものの、概ね安定的に推移し、年度平均では、前年度をわずかに下回る水準となった。

小売価格については、国内牛肉は前年度を下回る水準で推移した。

(2) 豚 肉

6年度の豚肉の国内生産は、前年度をやや下回る96万4千t（部分肉ベース）となった。

6年度の輸入量は、夏に国内価格が高い水準であったため前年度をかなり上回り、50万3千t（部分肉ベース）となった。

卸売価格は牛と同様に、夏場に猛暑の影響による出荷頭数の減少等から急上昇したがその後低下し年度平均では、前年度とほぼ同水準となった。

小売価格は、前年度をやや下回る水準で推移した。

(3) 鶏 肉

6年度の鶏肉の国内生産は63年度以降、前年並でないし前年をやや下回って推移しており、6年度は前年度をやや下回り、126万7千t（骨付きベース）となった。

卸売価格（と体大）は、4年度以降前年度を下回る水準で推移した。

(4) 鶏 卵

6年度の鶏卵の国内生産は、63年度以降はほぼ前年並で推移し、3年度以降やや増加していたが、6年度は前年度をわずかに下回る258万tであった。

卸売価格は4年1月以降低水準で推移しており、6年度は夏以降供給量の減少により概ね前年を上回って推移し、年度平均では前年度を上回る水準であった。

表 3 食肉・鶏卵の需給の推移

								(単位：t)	
区 分		牛 肉	豚 肉	馬 肉	羊 肉	鶏 肉	合 計	鶏 卵	
3 年度	生 産 量	580,964	1,466,166	4,925	410	1,357,687	3,410,152	2,498,299	
	輸 出 量	53	91	0	0	8,505	8,649	49	
	輸 入 量	467,027	631,224	48,883	115,429	392,405	1,654,968	61,986	
	計	1,047,938	2,097,299	53,808	115,839	1,741,587	5,056,471	2,560,236	
	指 数	173.8	128.2	60.0	73.3	145.4	137.2	125.6	
	構 成 比	(21)	(41)	(1)	(2)	(34)	(100)		
4 年度	生 産 量	595,733	1,432,285	5,540	477	1,364,587	3,398,622	2,571,443	
	輸 出 量	66	103	0	0	6,712	6,881	25	
	輸 入 量	604,899	667,451	42,997	106,811	398,028	1,820,186	45,698	
	計	1,200,566	2,099,633	48,537	107,288	1,755,903	5,211,927	2,617,116	
	指 数	199.1	128.3	54.1	67.9	146.6	141.5	128.4	
	構 成 比	(23)	(40)	(1)	(2)	(34)	(100)		
5 年度	生 産 量	594,541	1,437,805	6,578	480	1,318,400	3,357,804	2,597,684	
	輸 出 量	62	216	6	0	5,347	5,631	67	
	輸 入 量	809,873	649,776	39,559	90,498	389,817	1,979,523	47,228	
	計	1,404,352	2,087,365	46,131	90,978	1,702,870	5,331,696	2,644,845	
	指 数	232.9	127.6	51.4	57.6	142.2	144.7	129.8	
	構 成 比	(26)	(39)	(1)	(2)	(32)	(100)		
6 年度	生 産 量	605,108	1,376,643	7,813	440	1,266,880	3,256,884	2,582,799	
	輸 出 量	69	86	0	0	2,999	3,154	31	
	輸 入 量	834,236	718,636	27,033	81,446	488,537	2,149,888	51,035	
	計	1,439,275	2,095,193	34,846	81,886	1,752,418	5,403,618	2,633,803	
	指 数	238.7	128.1	38.9	51.8	146.3	146.7	129.2	
	構 成 比	(27)	(39)	(1)	(2)	(32)	(100)		

(注) 1 生産量（枝肉）は農林水産省統計情報部「食肉流通統計」「鶏卵食鳥流通統計」

2 輸出入量は大蔵省関税局「日本貿易月表」を枝肉換算

3 計は、（生産量－輸出量＋輸入量）である。

4 羊肉は山羊肉を含む。鶏肉の輸出入量発注家きん肉である。

5 指数は55年度を100として計算。同欄の（ ）は同年の品目合計を100とした構成比である。

表 4 食肉・鶏卵の価格の推移

	牛		豚		鶏		(単位：円)	
	肉		肉		肉		鶏	卵
	卸売価格 去勢牛	小売価格	卸売価格	小売価格	卸売価格	小売価格	卸売価格	小売価格
	「省令」	「肩肉」	「省令」	「肩肉」	「と体」	「もも肉」		
3年度	1,174(94)	392(104)	536(108)	158(103)	247(103)	110(102)	214(109)	331(96)
4年度	1,025(87)	398(102)	500(98)	161(102)	240(97)	113(103)	163(93)	272(82)
5年度	1,057(103)	395(99)	451(90)	160(99)	222(92)	111(98)	161(90)	272(100)
6年度	1,006(95)	393(100)	453(100)	159(99)	203(91)	109(98)	169(104)	277(102)
4月	980(95)	395(101)	438(83)	160(102)	207(88)	110(97)	162(100)	289(110)
5月	950(97)	392(99)	433(91)	160(101)	203(91)	109(98)	138(85)	263(94)
6月	946(103)	392(101)	499(102)	159(100)	203(92)	109(97)	135(88)	250(92)
7月	995(94)	393(100)	520(101)	159(100)	201(88)	109(97)	130(95)	238(92)
8月	1,002(97)	390(99)	573(134)	157(98)	201(91)	108(96)	151(107)	247(100)
9月	1,062(99)	394(101)	511(121)	159(99)	200(91)	109(97)	195(124)	286(110)
10月	1,064(98)	393(99)	384(94)	159(98)	206(94)	109(98)	178(103)	301(104)
11月	1,026(94)	386(98)	404(99)	157(97)	202(93)	107(97)	180(118)	287(105)
12月	1,009(85)	393(98)	413(96)	157(99)	206(93)	109(100)	211(123)	309(112)
7年								
1月	1,048(98)	394(99)	406(98)	160(99)	203(92)	110(100)	179(127)	276(113)
2月	998(91)	397(99)	409(93)	161(99)	200(92)	109(100)	189(103)	291(102)
3月	990(96)	393(100)	443(99)	161(101)	203(93)	108(98)	182(94)	287(95)

資料：卸売価格は農林水産省統計情報部「食肉流通統計」「プロイラー流通統計」「鶏卵食鳥流通統計」による東京における1kg当たり価格。

小売価格は総理府「小売価格調査報告」による東京都区部における100g当たり価格。但し、卵は1kg当たり価格。

(注) 1 () 内は前年同月比(%)である。

2 牛肉、豚肉の価格は消費税額を含む。

表 5 食肉加工品生産量の推移

	(単位：千t)			
	ハム	ベーコン	ソーセージ	計
3年度	176(98)	74(106)	293(106)	542(104)
4年度	170(97)	75(101)	298(102)	543(100)
5年度	166(97)	78(104)	304(102)	547(101)
6年度	168(102)	76(97)	306(101)	550(101)

資料 畜産局「食肉加工品生産量調査報告」

(注) () 内は前年度比%

4 食肉等の流通対策

(1) 家畜市場再編整備事業

肉畜の生産状況及び交通事情の変化に対応して、零細な家畜市場を計画的に再編整備し、市場取引量の増加、取引方法の合理化等家畜の公正円滑な取引及び適正な価格形成を確保し、肉畜流通の近代化及び合理化を図った。(6年度2か所補助)

(2) 国産食肉産地体制整備事業

我が国の食肉処理体制の強化を図るため、産地ごとに、当該地域の肉用牛等の振興方策を踏まえ、その食肉としての処理加工・販売に関する総合的な産地体制の整備構想を作成するとともに、最新鋭の省力化設備

を導入して低コストで大量処理を行う先進的な食肉センターの整備と、これに対応した効率的な集荷体制を整備した。

6年度は、基幹施設の新設1か所、増設1か所について補助した。

(3) 鶏卵流通改善事業

我が国の脆弱な液卵製造、流通体制を整備することにより、良質液卵のコストの低減、品質の安定・向上を実現させ、国産良質液卵の需要拡大を図るとともに、輸入液卵需要者に対する国産液卵利用の道を開き、鶏卵生産の安定に資することとした。

(4) 食肉小売適正化対策指導事業

食肉小売段階の改善を図り、消費者の合理的な食肉購買を促進するため、各都道府県知事が指定した標準食肉販売店において、食肉小売品質基準に基づく適正表示販売を行わせるとともに、消費者モニターによる販売状況調査及び県段階で消費者モニターと業界との定期的な懇談会を実施した。

6年度は22県において約4,500店が標準食肉販売店の指定を受け28県において懇談会を62回開催し、本事業の推進に当たった。

5 食肉、鶏卵等の価格安定対策

(1) 肉用子牛生産者補給金制度

平成3年度からの牛肉の輸入自由化に対処して、肉用牛経営の安定を図るため、肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年度法律第98号）に基づいて、肉用子牛価格が異常低落した場合に生産者補給金を交付する「肉用子牛生産者補給金制度」を平成2年度より実施しており、輸入牛肉等の関税収入を財源とした助成措置を講じている。

(2) 鶏卵価格安定対策事業

鶏卵の価格安定については、従来から社団法人全国鶏卵価格安定基金及び社団法人全日本卵価安定基金が鶏卵生産者と生産者団体の積立てにより、鶏卵価格の異常低落時における価格差補てんを行ってきているが、50年度以降、補てん財源の構成について助成している。

(3) 鶏卵等衛生処理流通施設整備事業

近年、食品の安全性に対する国民の関心が高まる中で、鶏卵についても消費者ニーズに対応し衛生的な生産・供給体制の確立を図ることが重要な課題となっている。

このため、鶏卵の衛生的な生産確保のためのモニタリング衛生検査体制の整備を行うとともに、鶏卵等の衛生的流通、処理のために必要な施設等の整備を行った。

第4節 家畜及び鶏の改良増殖対策

1 家畜の改良増殖対策

(1) 乳用牛改良増殖対策事業

ア 乳用牛群検定普及定着化事業

乳用雌牛の的確な選抜淘汰や飼養管理の改善を通じ、泌乳能力の向上、乳質の改善、選択的肉利用を促進し、酪農経営の改善に大きな役割を果たしてきた乳用牛群検定について、更に生産性の向上によるコストの低減等を図るため、普及率の一層の拡大と牛群検定データを利用した指導体制の強化等を推進した。

6年度は、46都道府県で、総検定農家数14,308戸、総検定頭数524,884頭の能力検定を実施し、検定頭数の普及率は43.3%であった。

イ 乳用種雄牛後代検定推進事業

乳用種雄牛後代検定事業は、凍結精液利用技術の急速な普及定着に伴い、乳用牛の能力向上に大きな影響

を及ぼす雄側からの改良を推進するものとして、国の家畜改良センターや都道府県のステーションを中心に実施してきたところであるが、近年の国際化の進展に対応して酪農が安定的に発展するためには、さらに雄側からの改良を効率的に推進する必要がある、牛群検定農家を活用して民間の候補種雄牛をも含めた統一的な後代検定を実施した。

6年度は24頭の種雄牛が新たに選抜供用され、昭和44年度以降これまで381頭の種雄牛が遺伝的能力の優れた検定済種雄牛として、広域的かつ効率的に利用されている。

(2) 肉用牛改良増殖事業

ア 肉用牛群改良基地育成事業

肉用牛の品種の特性を生かした効率的かつ組織的な育種改良により産肉性等経済能力の向上を図るため、計画交配と産肉能力検定による優良種雄牛の選抜、受精卵移植技術等を活用した雌側からの改良の推進、低コスト生産に適した放牧肉用牛の改良の促進等を行う事業を全国22道県で実施した。

イ 肉用牛品質向上対策事業

(ア) 肉用牛群資質向上対策

肉用牛の資質の向上を図るため、繁殖雌牛改良組合を組織化し、肉用子牛生産者補給金制度を活用し、枝肉成績を組織的にとりまとめ繁殖経営にフィードバックし優良繁殖雌牛群の整備を図るとともに、生産諸データをとりまとめ生産経営技術の改善指導を行う事業を、全国47か所で実施した。

(イ) 交雑種肉用牛品質向上対策

交雑種生産用として高能力を発揮する種雄牛を効率的かつ早期に選定し、優良交雑種素牛を生産するための体制整備を行う事業を、全国15か所で実施した。

ウ 沖縄肉用種雄牛供給事業

離島が多く人工授精の普及が困難である沖縄県の肉用牛の改良増殖を図るため、沖縄県外から優秀な種雄牛を購入し、農協等に貸付けする事業を実施した。

(3) 豚改良増殖事業

ア 優良種豚育種効率向上推進型

生産性の向上や豚肉の品質向上の根幹となる純粋種豚の改良を図るため、民間の種豚生産者の組織化による改良組合の育成、種雌候補豚及び種雄候補豚の能力検定の実施、精液の活用を図るとともに、優良種豚生産者へ貸し付ける事業を、全国14か所で実施した。

イ 優良系統豚利用定着化型

都道府県等により造成されつつある系統豚の利用を推進するため、組合せ検定用種雄豚の導入、系統間F₁母豚の繁殖・産肉能力の調査、肉豚の産肉能力等の調

査を行う系統豚の組合せ検定を、16県で実施した。また、系統豚の維持利用を促進するため、系統維持群の能力・血統管理を全国6県で実施した。

(4) 優良種馬改良増殖推進事業

農用馬の改良増殖を図るため、馬産技術の向上のための研修会を開催するとともに、繁殖農家の組織化による改良組合の育成、改良用基礎雌馬の選定、計画交配、改良用基礎雌馬から生産された産子についての産子調査及び優良種雌馬の購入・貸付けを行う事業を、6道県において実施した。

(5) 鶏の改良増殖事業

ア 鶏の能力検定推進型

(7) 優良国産鶏作出体制整備

ア) 種鶏性能調査

生産性の向上や鶏卵・鶏肉の品質の向上の根幹となる素材鶏の改良を図るため、素材鶏及び優良系統の能力調査を、都道府県施設で実施した。6年度は、卵用鶏4県、肉用鶏1県について、検定を実施した。

イ) 組合せ検定

農家に普及可能な優良組合せを選定するとともに地域に適した優良組合せを検定するため、国、都道府県の主要系統を計画的に交配した組合せ検定を、都道府県施設で実施した。

6年度は、卵用鶏14県、肉用鶏3県について、それぞれ検定を実施した。

ウ) フィールド性能調査

国及び都道府県において優良国産鶏として普及すると目される優良組合せについて、農家段階における性能調査試験を実施した。

6年度は、卵用鶏8県、肉用鶏9県において、それぞれ検定を実施した。

(4) 鶏の育種改良強化

肉用鶏については、在来鶏等を利用した高品質鶏肉及び脂肪付着の少ない鶏肉の安定供給を図るための育種改良事業を実施するとともに、凍結精液利用技術の実用化を推進し、凍結精液を利用した高能力な卵用鶏の系統造成を行う事業を実施した。

6年度は、在来鶏等改良事業を4か所、凍結精液利用実用化推進事業を7か所、凍結精液利用系統造成事業を3か所において実施した。

イ 優良国産鶏の増殖普及システム強化型

国産種鶏の安定供給体制を整備し、優良国産鶏の増殖普及を図るため、飼養者に対する管理技術指導等を実施した。6年度は、卵用鶏10県、肉用鶏5県において実施した。

(6) 種畜検査

家畜改良増殖法第4条に基づき全国的に実施される種雄畜の定期検査は、乳用牛、肉用牛、馬及び人工授精に供用する豚について行われ、5年度は、6,019頭が合格した。家畜別の検査合格頭数を前年に比較すると、乳用牛6.0%増、肉用牛2.8%減、馬1.5%増、豚14.0%増であった。

2 家畜改良センター

牛肉の輸入自由化等畜産をめぐる情勢が厳しさを増すなかで、今後の畜産の発展を図るためには、より一層の家畜の能力の向上、飼養管理技術の改善等を通じて、生産コストの引き下げ、畜産経営の体質強化等を推進していくことが急務となっている。

このため、家畜改良組織の中核機関として、家畜・家きんの改良増殖を行ってきた種畜牧場について、組織及び業務を全面的に見直し、近年発展の著しいバイオテクノロジー等畜産新技術を活用した効率的な改良増殖を推進する主体として、家畜改良センターを平成2年10月1日に設立し、それぞれ独立して機能していた各牧場を同センターの内部組織として位置付けることにより、その体制強化を図るとともに、平成2年度から平成6年度にかけて計画的に再編整備を進めてきたところである。

平成6年度は、再編整備の最終年次に当たり、再編整備計画に基づき年度末に阿蘇支場の熊本牧場への統合及びセンター本所養鶏部門の岡崎牧場への統合をするとともに、次の各事業を実施した。

(運営費75億3,987万9千円、施設整備費5億772万7千円)

(1) 家畜・家きんの改良増殖

家畜・家きんの改良増殖については、畜種別に以下の改良増殖事業を実施するとともに、優良種畜等の配布を行った。

ア 乳用牛

酪農経営の安定を図るためには、乳量、乳質及び産肉面で優れた種雄牛を広域利用し、乳用牛群全体の能力向上を図ることが必要である。このため、受精卵移植を活用したきょうだい検定による新育種手法により種雄牛を作出する、乳用優良牛群育種改良事業(MOET)を実施するとともに、泌乳能力に加え産肉能力に優れた種雄牛を作出するため、候補種雄牛について能力検定を行う乳用種雄牛能力検定事業を、新冠、十勝、岩手及び宮崎の各牧場で分担して実施した。

また、新冠牧場において育成雌牛舎及び農機具庫の整備を行った。

(運営費3億9,387万円, 施設整備費1億7,239万3千円)

イ 肉用牛

牛肉の輸入自由化に対応し肉用牛経営の安定を図るためには、生産性に優れた肉用牛の改良増殖を推進し低コスト化を図ることが必要である。このため、受精卵移植を活用した効率的な育種手法により種雄牛を作出する、肉用牛改良効率促進事業を、奥羽及び鳥取牧場が分担して実施するとともに、増体量、枝肉歩留、肉質等の特定の形質について遺伝力が高い牛群を作出し、これらの特定形質の導入が必要な育種実施主体に供給することを目的とする、肉用牛優良形質固定事業を奥羽及び宮崎牧場において実施した。また、産肉性及び粗飼料の利用性が高い外国種等肉用牛の種雄牛を作出する外国種等肉用牛育種改良事業を、十勝、奥羽及び阿蘇の各牧場で実施するとともに、肉質のパラツキの少ない交雑種(FI)生産のための肉用種雄牛高度利用事業を十勝牧場で実施した。なお、十勝牧場の肉用牛種雄牛舎、奥羽牧場の農機具庫の整備を行った。(運営費、3億4,700万6千円, 施設整備費2億389万2千円)

ウ 豚

豚肉消費の多様化に対応し効率的な肉豚生産を行い養豚経営の安定化を図るためには、斉一で能力の高い系統豚の普及が不可欠である。このため、ハンプシャー種及びデュロック種の雄型系統について、優良系統を作出する豚系統造成事業を実施するとともに、系統造成のための育種素材の確保供給を行う優良純粋種豚確保供給事業を茨城及び宮崎で分担して実施した。

(運営費1億6,041万6千円)

エ 鶏

我が国の気候風土にあった国産鶏の改良増殖を推進するため、その実用鶏作出のもととなる優良基礎系統の造成を行う鶏系統造成事業をセンター本所及び岡崎・兵庫の各牧場で分担して実施するとともに、血液型、DNA型判定技術を応用したサルモネラ抵抗鶏を作出する、鶏の抗病性育種事業をセンター本所で実施した。

(運営費2億310万6千円)

オ その他の家畜

馬(農用・乗用)及びめん羊の改良増殖については、十勝牧場、山羊の改良増殖については長野牧場で実施した。なお、十勝牧場の種雄羊舎、長野牧場の山羊舎の整備を行った。

実験動物の改良増殖については、兎と小型山羊について長野牧場、小型豚について茨城牧場で実施した。

(運営費7,490万1千円, 施設整備費9,936万4千円)

カ 育種素材の確保

肉用牛リムジン種の性能調査を十勝牧場で実施するとともに、鶏の改良増殖の参考に資するために外国ひなの性能調査を、センター本所及び兵庫牧場において実施した。

また、育種改良上有用性が認められる個体及び系統の収集、保存を実施した。

(運営費3,338万3千円)

キ 外国種畜等の購入

家畜改良センターの種畜の改良に資するため、米国から豚(デュロック種)を導入するとともに、国内購買により乳用牛、鶏を導入した。

また、乳用牛、外国種肉用牛については凍結精液を海外から輸入した。

(運営費5,008万1千円)

ク 飼料生産業務

飼料生産については、大家畜の飼育に必要な粗飼料を確保するため、大型農機具を活用した効率的な乾草及びサイレージの生産を行うとともに、飼料の高位生産技術及び低コスト化技術の調査を行った。2,485haの飼料生産は場において、TDN換算で、乾草5,778t、サイレージ類3,070t、穀実類109tを生産した。

(2) 先端技術の開発実用化

効率的な家畜改良増殖及び畜産経営を推進するためには、受精卵移植等の畜産新技術の活用、普及を図ることが必要である。

このため、牛の核移植技術、鶏の凍結精液及び種卵保存技術、並びに理化学的分析を活用した肉用牛の生体枝肉評価技術及び評価技術を利用した合理的肉畜生産体系技術等の開発・実用化等を、センター本所で実施するとともに、豚の受精卵移植関連技術の開発・実用化を茨城牧場で実施した。

また、飼養管理等の省力化や低コスト化等を図るため、超集約的放牧技術の実用化、生体埋込型マイクロチップの利用による自動個体識別技術の実用化等について十勝牧場で実施するとともに、無脂乳固型分向上のための乳用牛の飼養管理技術の開発をセンター本所で開始した。さらに、センター本所、新冠、十勝、奥羽、岩手、鳥取及び宮崎牧場において、県・民間等の畜産新技術関係機関を集めた畜産新技術普及推進協議会を開催し、畜産新技術の普及を行った。

(運営費1億4,676万2千円)

(3) 畜産新技術の実証展示及び指導研修

ア 畜産新技術の実証展示

肉用牛生産の低コスト化を行うためには、畜産新技